

私共貯貸第639号
令和8年3月11日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

貯金規則の一部改正（貯金利率引き上げ）について

平素より私学事業団の業務につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、私学事業団が福祉事業の一環として行っている積立貯金事業について、貯金規則の一部を改正し、貯金利率を下記のとおり変更します。

なお、今後も金利動向等を注視して安全かつ有利に管理・運用し、貯金利率の変更については柔軟に対応してまいります。

今回の変更については、「月報私学」4月号及びホームページにも掲載する予定です。

記

1. 貯金利率

0. 4%（令和8年4月1日より）

2. 改定理由

市場金利の上昇に伴い、積立貯金の運用利回りが向上し、貯金利率を引き上げても収支推計により、貯金事業の運営に支障がないことが確認できたため。

以上